

## 日本農業遺産・東稲山麓地域PR用グッズ貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、東稲山麓地域農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）が管理する「日本農業遺産・東稲山麓地域PR用グッズ」（以下「PR用グッズ」という。）の貸出について、必要な事項を定める。

### (貸出物品)

第2条 貸出を行うPR用グッズは、別表のとおりとする。

### (貸出対象)

第3条 貸出対象者は、日本農業遺産・東稲山麓地域をPRし、認知度向上を図っていくことを目的とした次の範囲とする。

- (1) 協議会構成団体
- (2) 日本農業遺産・東稲山麓地域をPRする各種イベントや展示会等を主催又は参加する個人、法人又は任意団体
- (3) その他協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認めた者

### (貸出手続)

第4条 貸出物品の借受を希望する者（以下「借受者」という。）は、原則として貸出を受けようとする日の1ヵ月前までに、借用申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請があったときは、速やかに貸出の可否を審査し、その結果を借受者に通知するものとする。

3 借受者は、協議会事務局（県南広域振興局農政部）において直接引渡しを受け、貸出期間の満了の日までに直接返却することとする。やむを得ず配送業者等に依頼する場合は、それに要する経費は借受者の負担とする。

### (貸出期間)

第5条 貸出期間は、返却に要する期間を含め2週間を原則とする。ただし、会長が必要と認める場合は貸出期間を延長することができる。

### (貸出料)

第6条 貸出料は無料とする。ただし、貸出期間中における貸出物品の運搬及び管理等に関する経費は、借受者の負担とする。

### (使用管理)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載した使用目的以外の用途に貸出物品を使用してはならない。また、使用許諾に際して会長による条件を付された場合は、それに従うこと。
- (2) 申請書に記載した団体以外に再貸出をしてはならない。
- (3) 物品に応じて洗濯して返却すること。
- (4) 物品の使用に当たっては、「日本農業遺産・東稲山麓地域PR用グッズ使用ガイドライン」に従うこと。

### (事故報告)

第8条 借受者は、貸出物品を破壊、滅失又は毀損した場合には、直ちに会長に報告しなければならない。

### (損害賠償)

第9条 借受者は、その責めに帰すべき理由により貸出物品を破壊、滅失又は毀損した場合には、会長の指示に従い、その者の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。ただし、通

常の使用により生じた軽微な傷等についてはこの限りではない。

**(返還)**

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定に関わらず、借受者に対し、貸出物品を返還させることができる。

- (1) 借受者が、貸出物品を使用しなくなったとき。
- (2) 借受者が、この要領に違反したとき。
- (3) その他、会長が特に必要と認めたとき。

**(情報の公開)**

第11条 会長は、日本農業遺産・東稲山麓地域東稲山麓地域をPRする観点から、使用状況等について情報を公開することができる。

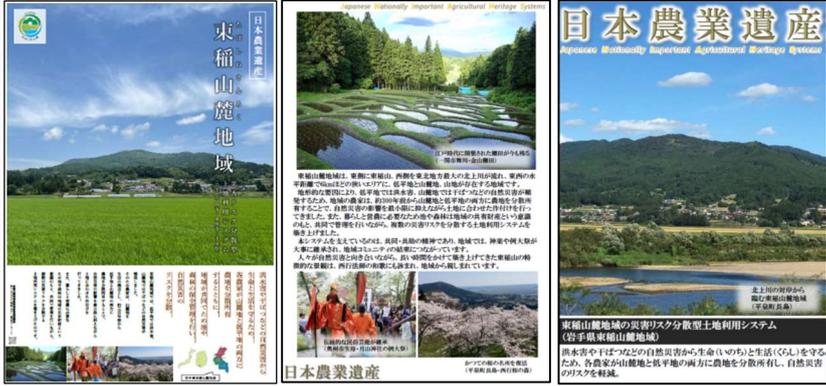
**(事務)**

第12条 この貸出に関する事務は、協議会事務局が行う。

**附 則**

この要領は、令和7年4月14日から施行する。

貸出物品一覧

種類	規格・デザイン	数量	備考
① 横幕	<p>【規格】70cm×320cm 【デザイン】</p> 	最大 1枚	
② 半纏	<p>【規格】フリーサイズ(身丈80cm×身幅65cm) 【デザイン】</p> 	最大 10枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗濯(家庭用洗剤使用)して返却すること。</li> <li>アイロンの使用は、120度以下で当て布を使用すること。</li> <li>クリーニングの場合は「水洗い」と指定すること。</li> </ul>
③ のぼり旗	<p>【規格】60cm×180cm 【デザイン】</p> 	最大 3枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲出用ポールと固定台を含む</li> </ul>
④ ポスター	<p>【規格】A1サイズ 3種類 【デザイン】</p> 	最大 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>返却不要</li> </ul>

(様式第1号)

令和 年 月 日

### 日本農業遺産・東稲山麓地域PR用グッズ借用申請書

東稲山麓地域農業遺産推進協議会長 殿

申請者 住所・所在地  
職・氏名・名称  
(代表者)

日本農業遺産・東稲山麓地域PR用グッズ貸出要領第4条の基づき、下記のとおり申請します。

#### 記

申請者 (法人名・代表者)	
住所・所在地	〒 ー
連絡先	連絡担当者氏名 電話番号 FAX番号 E-mail
使用の目的 (イベント名、イベント日時、内容)	
使用場所	
借用物品	
借用期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
受取方法	来庁 ・ 郵送希望 (着払で発送します)
郵送希望の場合の 送付先	住所 〒 ー 宛名 受取先電話番号
その他、参考事項	